

セボネ

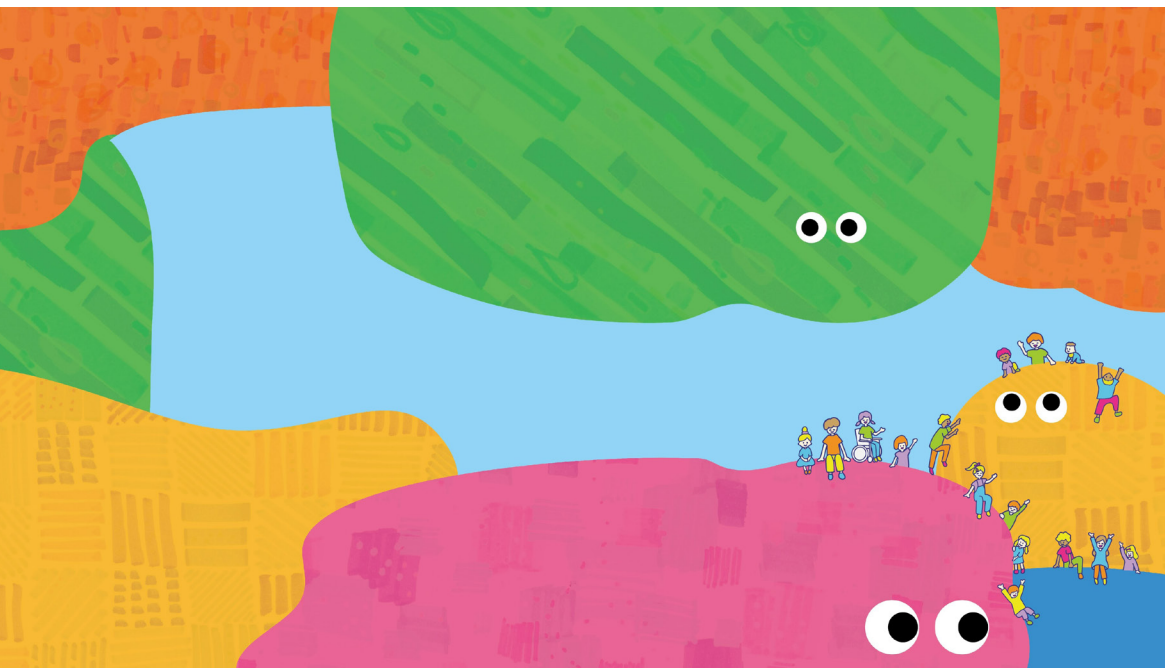
タガヤ ランティア ネットワーク
Setagaya Volunteer Network

特集

P.2-5

世田谷区子どもの権利条例

子どもの権利が当たり前になる世田谷をめざして



「子どもたちのいつもそばにあるもの」というコンセプトで描かれたイラスト

まちの市民力

P.6

～仲間とアルコール依存に向き合う～ AA 玉川グループ



協会からのお知らせ

P.7

ご寄付のお願い



おたがいさまビュー P.8-P.11

2025 年度「せたがやチャイルドライン 公開講座」参加者募集
福祉車両のご寄贈のお礼
ボランティア募集、講座・イベント・その他お知らせ

特集

世田谷区子どもの権利条例

子どもの権利が当たり前に保障される 世田谷をめざして

文責／市川徹（セボネ編集委員）
花田朋美（セボネ編集委員）

■子どもの権利について

子どもの権利は人権です。すべての子どもが無条件にもっているものであり、義務や責任を果たしたときに対価として与えられるもの

2025年4月、「世田谷区子ども条例」が改正され、「世田谷区子どもの権利条例」となったことをご存じでしょうか。1989年に国連で世界中のすべての子どもが幸せに生きることができるよう「子どもの権利条約」が採択され、日本も1994年に批准しました。世田谷区ではこの条約に基づき、東京23区では初となる世田谷区子ども条例を2001年に制定しています。その後、子どもの人権の尊重と確保の取組みを一層推進するため、2012年に子ども条例を改正し、子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」を2013年に設置しました。そして、2023年の「子ども基本法」の施行などを受けて、2025年3月に世田谷区子ども条例を大幅改正し、世田谷区子どもの権利条例として、この4月から施行されています。

のではありません。すべての子どもは周りの大人に大切に守られ、勉強したり遊んだりすることや、自由に意見を言ったり自由に表現することができます。

子どもの権利を守ることは、子どもの自己肯定感を育むことにつながります。子どもが自身を肯定的に捉え、自尊心や自信を持つために不可欠なのです。自己肯定感が高い子どもは、主体的に行動したり、他者と協力したりする力を育みます。大人が子どもの権利を尊重し、子どもが自己肯定感を育み、同時にお互いの権利を尊重する大切さを教えていくことで、将来の地域社会の担い手として、より良い未来を築いていくことができるのです。

今回の子どもの権利条例では、子どもの権利条約における4つの一般原則（①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④子どもの意見の尊重）に加えて、改正のプロセスに関わった子どもたち自身が特に大切にしたいと考えた権利を強調するかたち

(子どもの意見表明)

1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望を持ちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心してできる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合って欲しいです。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかりと受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れて欲しいです。

全ての子どもが安心して、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

で、第5条から第9条にかけて、「自分らしくいられる権利」「豊かに過ごす権利」「社会から守られ、支援を受ける権利」「自分で自分のことを決める権利」「意見を表明し、参加・参画する権利」などに整理し、具体的に16項目の子ども

■今回の改正に至る経緯
世田谷区では、他自治体における子どもの権利保障の取り組みや、区の子ども・若者に関する調査などを踏まえ、子どもの権利を条例に明確に定義し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要があるとして、2022年に条

世田谷区子どもの権利条例 前文
(子ども条例検討プロジェクト(後期) 報告書より抜粋)

■改正のポイント

今回改正した条例のポイントは次の3つです。

①「子どもの権利」を具体的に明記しました。国連「子どもの権利条約」が規定する4つの一般原則の権利を引用したほ

例改正の検討を開始しました。その中では、区の「子ども・子育て会議」および「子ども・青少年協議会」における検討結果を踏まえて条例の素案を作成し、それに対して、パブリックコメントの区民意見や、インターネットアンケートなどによる子ども・若者の意見、学校など関係機関からの意見、区議会での議論などを反映してまとめられました。

そして、権利の主役である子どもが、条例を自分たちのものとして受けとめ、活かすことができるよう、条例の前文・目標・子どもの権利には、中学生・高校生世代をメンバーとした「子ども条例検討プロジェクト」において、子どもたちが検討した意見を反映しています。

か、区の子どもたちが検討を行い、特に重要と考えた権利を明示する形で具体的に規定しました。

②子どもを反映し思いを含めました。条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受けとめ、自分たちの条例として活かすことができるようにするため、条例前文などに子どもを反映しました。

③子どもの権利の保障状況を評価・検証する第三者機関を設置します。区が実施する施策等において、子どもの権利が

適切に保障されているかを評価・検証する第三者機関を設置することを規定しました。

■参加した子どもの声から

今回、「子ども条例検討プロジェクト」に参加した子どもたちに話を聞く機会があり、ざっくばらんに今回の感想を聞いてみました。

参加した高校生たちのグループからは、今回の条例改正に関わってみて、「自分たちの声がきちんと反映されている、関わっている感じがする」「思っていることが文章にできてよかった」との話がありました。「内容的には難しいけど、会全体の雰囲気明るく、話しやすかった」との意見も。

今回のプロジェクトで進行役を務めた大学生からは、「ここでは他人と比較することや評価がなくて安心して進められました」「最初は形になるのかどうか緊張していますが、一言一言に責任を感じました」との話も。「ブランドルール(※)相手の批判しないなど議論する際のルール)があったのがよかったです。プライバシーが守られたり、

安心感につながるから」との声もありました。

もう一人の進行役の大学生からは、「条例改正がどういうプロセスか分からなかったけど、大人が若者たちの生の声を聞いて、その意見をプロセスにどう反映させているのか、可視化してくれたのがよかったです。世田谷区が子どもの声を受けて条例改正したこと

で、今後の子どもたちのためになれば」との話をいただきました。

さらに、別の大学生には、どうしてもこのプロジェクトに関わるようになったのか聞いてみました。「母の介護をしていた際に、なかなか自分の意見を聞いてもらえず、社会のことに興味をもち始めました。区内の小中学校に行って子どもたちに調査やインタビューをしたり、広報用ポスターの作り方に関して、かた苦しくならないように意見を出したり、イラストも若者たちで作成したりしました。実際に参加して大変だったけど、区がやることによって、他の自治体へ広がれば」。卒業後も仕事をしつつ、このようなプロジェクトに関わり続けていきたいそう。「子

参加者募集 / 中学生・高校生・大学生・社会人

子ども条例検討プロジェクト

中学生・高校生・大学生・社会人の声を子ども条例に反映させよう！

お申込みはこちら
世田谷区役所
生活福祉課 企画係
〒158-8501 世田谷区世田谷1-1-1
TEL: 03-5432-2228 FAX: 03-5432-3016

【日程】 第1回(4月13日) (木) 第2回(4月20日) (木) 第3回(4月27日) (木) 第4回(5月4日) (木) 第5回(5月11日) (木) 第6回(5月18日) (木) 第7回(5月25日) (木) 第8回(6月1日) (木) 第9回(6月8日) (木) 第10回(6月15日) (木) 第11回(6月22日) (木) 第12回(6月29日) (木) 第13回(7月6日) (木) 第14回(7月13日) (木) 第15回(7月20日) (木) 第16回(7月27日) (木) 第17回(8月3日) (木) 第18回(8月10日) (木) 第19回(8月17日) (木) 第20回(8月24日) (木) 第21回(8月31日) (木) 第22回(9月7日) (木) 第23回(9月14日) (木) 第24回(9月21日) (木) 第25回(9月28日) (木) 第26回(10月5日) (木) 第27回(10月12日) (木) 第28回(10月19日) (木) 第29回(10月26日) (木) 第30回(11月2日) (木) 第31回(11月9日) (木) 第32回(11月16日) (木) 第33回(11月23日) (木) 第34回(11月30日) (木) 第35回(12月7日) (木) 第36回(12月14日) (木) 第37回(12月21日) (木) 第38回(12月28日) (木) 第39回(1月4日) (木) 第40回(1月11日) (木) 第41回(1月18日) (木) 第42回(1月25日) (木) 第43回(2月1日) (木) 第44回(2月8日) (木) 第45回(2月15日) (木) 第46回(2月22日) (木) 第47回(2月29日) (木) 第48回(3月6日) (木) 第49回(3月13日) (木) 第50回(3月20日) (木) 第51回(3月27日) (木) 第52回(4月3日) (木) 第53回(4月10日) (木) 第54回(4月17日) (木) 第55回(4月24日) (木) 第56回(5月1日) (木) 第57回(5月8日) (木) 第58回(5月15日) (木) 第59回(5月22日) (木) 第60回(5月29日) (木) 第61回(6月5日) (木) 第62回(6月12日) (木) 第63回(6月19日) (木) 第64回(6月26日) (木) 第65回(7月3日) (木) 第66回(7月10日) (木) 第67回(7月17日) (木) 第68回(7月24日) (木) 第69回(7月31日) (木) 第70回(8月7日) (木) 第71回(8月14日) (木) 第72回(8月21日) (木) 第73回(8月28日) (木) 第74回(9月4日) (木) 第75回(9月11日) (木) 第76回(9月18日) (木) 第77回(9月25日) (木) 第78回(10月2日) (木) 第79回(10月9日) (木) 第80回(10月16日) (木) 第81回(10月23日) (木) 第82回(10月30日) (木) 第83回(11月6日) (木) 第84回(11月13日) (木) 第85回(11月20日) (木) 第86回(11月27日) (木) 第87回(12月4日) (木) 第88回(12月11日) (木) 第89回(12月18日) (木) 第90回(12月25日) (木) 第91回(1月1日) (木) 第92回(1月8日) (木) 第93回(1月15日) (木) 第94回(1月22日) (木) 第95回(1月29日) (木) 第96回(2月5日) (木) 第97回(2月12日) (木) 第98回(2月19日) (木) 第99回(2月26日) (木) 第100回(3月5日) (木) 第101回(3月12日) (木) 第102回(3月19日) (木) 第103回(3月26日) (木) 第104回(4月2日) (木) 第105回(4月9日) (木) 第106回(4月16日) (木) 第107回(4月23日) (木) 第108回(4月30日) (木) 第109回(5月7日) (木) 第110回(5月14日) (木) 第111回(5月21日) (木) 第112回(5月28日) (木) 第113回(6月4日) (木) 第114回(6月11日) (木) 第115回(6月18日) (木) 第116回(6月25日) (木) 第117回(7月2日) (木) 第118回(7月9日) (木) 第119回(7月16日) (木) 第120回(7月23日) (木) 第121回(7月30日) (木) 第122回(8月6日) (木) 第123回(8月13日) (木) 第124回(8月20日) (木) 第125回(8月27日) (木) 第126回(9月3日) (木) 第127回(9月10日) (木) 第128回(9月17日) (木) 第129回(9月24日) (木) 第130回(10月1日) (木) 第131回(10月8日) (木) 第132回(10月15日) (木) 第133回(10月22日) (木) 第134回(10月29日) (木) 第135回(11月5日) (木) 第136回(11月12日) (木) 第137回(11月19日) (木) 第138回(11月26日) (木) 第139回(12月3日) (木) 第140回(12月10日) (木) 第141回(12月17日) (木) 第142回(12月24日) (木) 第143回(12月31日) (木) 第144回(1月7日) (木) 第145回(1月14日) (木) 第146回(1月21日) (木) 第147回(1月28日) (木) 第148回(2月4日) (木) 第149回(2月11日) (木) 第150回(2月18日) (木) 第151回(2月25日) (木) 第152回(3月4日) (木) 第153回(3月11日) (木) 第154回(3月18日) (木) 第155回(3月25日) (木) 第156回(4月1日) (木) 第157回(4月8日) (木) 第158回(4月15日) (木) 第159回(4月22日) (木) 第160回(4月29日) (木) 第161回(5月6日) (木) 第162回(5月13日) (木) 第163回(5月20日) (木) 第164回(5月27日) (木) 第165回(6月3日) (木) 第166回(6月10日) (木) 第167回(6月17日) (木) 第168回(6月24日) (木) 第169回(7月1日) (木) 第170回(7月8日) (木) 第171回(7月15日) (木) 第172回(7月22日) (木) 第173回(7月29日) (木) 第174回(8月5日) (木) 第175回(8月12日) (木) 第176回(8月19日) (木) 第177回(8月26日) (木) 第178回(9月2日) (木) 第179回(9月9日) (木) 第180回(9月16日) (木) 第181回(9月23日) (木) 第182回(9月30日) (木) 第183回(10月7日) (木) 第184回(10月14日) (木) 第185回(10月21日) (木) 第186回(10月28日) (木) 第187回(11月4日) (木) 第188回(11月11日) (木) 第189回(11月18日) (木) 第190回(11月25日) (木) 第191回(12月2日) (木) 第192回(12月9日) (木) 第193回(12月16日) (木) 第194回(12月23日) (木) 第195回(12月30日) (木) 第196回(1月6日) (木) 第197回(1月13日) (木) 第198回(1月20日) (木) 第199回(1月27日) (木) 第200回(2月3日) (木) 第201回(2月10日) (木) 第202回(2月17日) (木) 第203回(2月24日) (木) 第204回(3月2日) (木) 第205回(3月9日) (木) 第206回(3月16日) (木) 第207回(3月23日) (木) 第208回(3月30日) (木) 第209回(4月6日) (木) 第210回(4月13日) (木) 第211回(4月20日) (木) 第212回(4月27日) (木) 第213回(5月4日) (木) 第214回(5月11日) (木) 第215回(5月18日) (木) 第216回(5月25日) (木) 第217回(6月1日) (木) 第218回(6月8日) (木) 第219回(6月15日) (木) 第220回(6月22日) (木) 第221回(6月29日) (木) 第222回(7月6日) (木) 第223回(7月13日) (木) 第224回(7月20日) (木) 第225回(7月27日) (木) 第226回(8月3日) (木) 第227回(8月10日) (木) 第228回(8月17日) (木) 第229回(8月24日) (木) 第230回(8月31日) (木) 第231回(9月7日) (木) 第232回(9月14日) (木) 第233回(9月21日) (木) 第234回(9月28日) (木) 第235回(10月5日) (木) 第236回(10月12日) (木) 第237回(10月19日) (木) 第238回(10月26日) (木) 第239回(11月2日) (木) 第240回(11月9日) (木) 第241回(11月16日) (木) 第242回(11月23日) (木) 第243回(11月30日) (木) 第244回(12月7日) (木) 第245回(12月14日) (木) 第246回(12月21日) (木) 第247回(12月28日) (木) 第248回(1月4日) (木) 第249回(1月11日) (木) 第250回(1月18日) (木) 第251回(1月25日) (木) 第252回(2月1日) (木) 第253回(2月8日) (木) 第254回(2月15日) (木) 第255回(2月22日) (木) 第256回(2月29日) (木) 第257回(3月6日) (木) 第258回(3月13日) (木) 第259回(3月20日) (木) 第260回(3月27日) (木) 第261回(4月3日) (木) 第262回(4月10日) (木) 第263回(4月17日) (木) 第264回(4月24日) (木) 第265回(4月30日) (木) 第266回(5月7日) (木) 第267回(5月14日) (木) 第268回(5月21日) (木) 第269回(5月28日) (木) 第270回(6月4日) (木) 第271回(6月11日) (木) 第272回(6月18日) (木) 第273回(6月25日) (木) 第274回(7月2日) (木) 第275回(7月9日) (木) 第276回(7月16日) (木) 第277回(7月23日) (木) 第278回(7月30日) (木) 第279回(8月6日) (木) 第280回(8月13日) (木) 第281回(8月20日) (木) 第282回(8月27日) (木) 第283回(9月3日) (木) 第284回(9月10日) (木) 第285回(9月17日) (木) 第286回(9月24日) (木) 第287回(9月30日) (木) 第288回(10月7日) (木) 第289回(10月14日) (木) 第290回(10月21日) (木) 第291回(10月28日) (木) 第292回(11月4日) (木) 第293回(11月11日) (木) 第294回(11月18日) (木) 第295回(11月25日) (木) 第296回(12月2日) (木) 第297回(12月9日) (木) 第298回(12月16日) (木) 第299回(12月23日) (木) 第300回(12月30日) (木) 第301回(1月6日) (木) 第302回(1月13日) (木) 第303回(1月20日) (木) 第304回(1月27日) (木) 第305回(2月3日) (木) 第306回(2月10日) (木) 第307回(2月17日) (木) 第308回(2月24日) (木) 第309回(3月2日) (木) 第310回(3月9日) (木) 第311回(3月16日) (木) 第312回(3月23日) (木) 第313回(3月30日) (木) 第314回(4月6日) (木) 第315回(4月13日) (木) 第316回(4月20日) (木) 第317回(4月27日) (木) 第318回(5月4日) (木) 第319回(5月11日) (木) 第320回(5月18日) (木) 第321回(5月25日) (木) 第322回(6月1日) (木) 第323回(6月8日) (木) 第324回(6月15日) (木) 第325回(6月22日) (木) 第326回(6月29日) (木) 第327回(7月6日) (木) 第328回(7月13日) (木) 第329回(7月20日) (木) 第330回(7月27日) (木) 第331回(8月3日) (木) 第332回(8月10日) (木) 第333回(8月17日) (木) 第334回(8月24日) (木) 第335回(8月31日) (木) 第336回(9月7日) (木) 第337回(9月14日) (木) 第338回(9月21日) (木) 第339回(9月28日) (木) 第340回(10月5日) (木) 第341回(10月12日) (木) 第342回(10月19日) (木) 第343回(10月26日) (木) 第344回(11月2日) (木) 第345回(11月9日) (木) 第346回(11月16日) (木) 第347回(11月23日) (木) 第348回(11月30日) (木) 第349回(12月7日) (木) 第350回(12月14日) (木) 第351回(12月21日) (木) 第352回(12月28日) (木) 第353回(1月4日) (木) 第354回(1月11日) (木) 第355回(1月18日) (木) 第356回(1月25日) (木) 第357回(2月1日) (木) 第358回(2月8日) (木) 第359回(2月15日) (木) 第360回(2月22日) (木) 第361回(2月29日) (木) 第362回(3月6日) (木) 第363回(3月13日) (木) 第364回(3月20日) (木) 第365回(3月27日) (木) 第366回(4月3日) (木) 第367回(4月10日) (木) 第368回(4月17日) (木) 第369回(4月24日) (木) 第370回(4月30日) (木) 第371回(5月7日) (木) 第372回(5月14日) (木) 第373回(5月21日) (木) 第374回(5月28日) (木) 第375回(6月4日) (木) 第376回(6月11日) (木) 第377回(6月18日) (木) 第378回(6月25日) (木) 第379回(7月2日) (木) 第380回(7月9日) (木) 第381回(7月16日) (木) 第382回(7月23日) (木) 第383回(7月30日) (木) 第384回(8月6日) (木) 第385回(8月13日) (木) 第386回(8月20日) (木) 第387回(8月27日) (木) 第388回(9月3日) (木) 第389回(9月10日) (木) 第390回(9月17日) (木) 第391回(9月24日) (木) 第392回(9月30日) (木) 第393回(10月7日) (木) 第394回(10月14日) (木) 第395回(10月21日) (木) 第396回(10月28日) (木) 第397回(11月4日) (木) 第398回(11月11日) (木) 第399回(11月18日) (木) 第400回(11月25日) (木) 第401回(12月2日) (木) 第402回(12月9日) (木) 第403回(12月16日) (木) 第404回(12月23日) (木) 第405回(12月30日) (木) 第406回(1月6日) (木) 第407回(1月13日) (木) 第408回(1月20日) (木) 第409回(1月27日) (木) 第410回(2月3日) (木) 第411回(2月10日) (木) 第412回(2月17日) (木) 第413回(2月24日) (木) 第414回(3月2日) (木) 第415回(3月9日) (木) 第416回(3月16日) (木) 第417回(3月23日) (木) 第418回(3月30日) (木) 第419回(4月6日) (木) 第420回(4月13日) (木) 第421回(4月20日) (木) 第422回(4月27日) (木) 第423回(5月4日) (木) 第424回(5月11日) (木) 第425回(5月18日) (木) 第426回(5月25日) (木) 第427回(6月1日) (木) 第428回(6月8日) (木) 第429回(6月15日) (木) 第430回(6月22日) (木) 第431回(6月29日) (木) 第432回(7月6日) (木) 第433回(7月13日) (木) 第434回(7月20日) (木) 第435回(7月27日) (木) 第436回(8月3日) (木) 第437回(8月10日) (木) 第438回(8月17日) (木) 第439回(8月24日) (木) 第440回(8月31日) (木) 第441回(9月7日) (木) 第442回(9月14日) (木) 第443回(9月21日) (木) 第444回(9月28日) (木) 第445回(10月5日) (木) 第446回(10月12日) (木) 第447回(10月19日) (木) 第448回(10月26日) (木) 第449回(11月2日) (木) 第450回(11月9日) (木) 第451回(11月16日) (木) 第452回(11月23日) (木) 第453回(11月30日) (木) 第454回(12月7日) (木) 第455回(12月14日) (木) 第456回(12月21日) (木) 第457回(12月28日) (木) 第458回(1月4日) (木) 第459回(1月11日) (木) 第460回(1月18日) (木) 第461回(1月25日) (木) 第462回(2月1日) (木) 第463回(2月8日) (木) 第464回(2月15日) (木) 第465回(2月22日) (木) 第466回(2月29日) (木) 第467回(3月6日) (木) 第468回(3月13日) (木) 第469回(3月20日) (木) 第470回(3月27日) (木) 第471回(4月3日) (木) 第472回(4月10日) (木) 第473回(4月17日) (木) 第474回(4月24日) (木) 第475回(4月30日) (木) 第476回(5月7日) (木) 第477回(5月14日) (木) 第478回(5月21日) (木) 第479回(5月28日) (木) 第480回(6月4日) (木) 第481回(6月11日) (木) 第482回(6月18日) (木) 第483回(6月25日) (木) 第484回(7月2日) (木) 第485回(7月9日) (木) 第486回(7月16日) (木) 第487回(7月23日) (木) 第488回(7月30日) (木) 第489回(8月6日) (木) 第490回(8月13日) (木) 第491回(8月20日) (木) 第492回(8月27日) (木) 第493回(9月3日) (木) 第494回(9月10日) (木) 第495回(9月17日) (木) 第496回(9月24日) (木) 第497回(9月30日) (木) 第498回(10月7日) (木) 第499回(10月14日) (木) 第500回(10月21日) (木) 第501回(10月28日) (木) 第502回(11月4日) (木) 第503回(11月11日) (木) 第504回(11月18日) (木) 第505回(11月25日) (木) 第506回(12月2日) (木) 第507回(12月9日) (木) 第508回(12月16日) (木) 第509回(12月23日) (木) 第510回(12月30日) (木) 第511回(1月6日) (木) 第512回(1月13日) (木) 第513回(1月20日) (木) 第514回(1月27日) (木) 第515回(2月3日) (木) 第516回(2月10日) (木) 第517回(2月17日) (木) 第518回(2月24日) (木) 第519回(3月2日) (木) 第520回(3月9日) (木) 第521回(3月16日) (木) 第522回(3月23日) (木) 第523回(3月30日) (木) 第524回(4月6日) (木) 第525回(4月13日) (木) 第526回(4月20日) (木) 第527回(4月27日) (木) 第528回(5月4日) (木) 第529回(5月11日) (木) 第530回(5月18日) (木) 第531回(5月25日) (木) 第532回(6月1日) (木) 第533回(6月8日) (木) 第534回(6月15日) (木) 第535回(6月22日) (木) 第536回(6月29日) (木) 第537回(7月6日) (木) 第538回(7月13日) (木) 第539回(7月20日) (木) 第540回(7月27日) (木) 第541回(8月3日) (木) 第542回(8月10日) (木) 第543回(8月17日) (木) 第544回(8月24日) (木) 第545回(8月31日) (木) 第546回(9月7日) (木) 第547回(9月14日) (木) 第548回(9月21日) (木) 第549回(9月28日) (木) 第550回(10月5日) (木) 第551回(10月12日) (木) 第552回(10月19日) (木) 第553回(10月26日) (木) 第554回(11月2日) (木) 第555回(11月9日) (木) 第556回(11月16日) (木) 第557回(11月23日) (木) 第558回(11月30日) (木) 第559回(12月7日) (木) 第560回(12月14日) (木) 第561回(12月21日) (木) 第562回(12月28日) (木) 第563回(1月4日) (木) 第564回(1月11日) (木) 第565回(1月18日) (木) 第566回(1月25日) (木) 第567回(2月1日) (木) 第568回(2月8日) (木) 第569回(2月15日) (木) 第570回(2月22日) (木) 第571回(2月29日) (木) 第572回(3月6日) (木) 第573回(3月13日) (木) 第574回(3月20日) (木) 第575回(3月27日) (木) 第576回(4月3日) (木) 第577回(4月10日) (木) 第578回(4月17日) (木) 第579回(4月24日) (木) 第580回(4月30日) (木) 第581回(5月7日) (木) 第582回(5月14日) (木) 第583回(5月21日) (木) 第584回(5月28日) (木) 第585回(6月4日) (木) 第586回(6月11日) (木) 第587回(6月18日) (木) 第588回(6月25日) (木) 第589回(7月2日) (木) 第590回(7月9日) (木) 第591回(7月16日) (木) 第592回(7月23日) (木) 第593回(7月30日) (木) 第594回(8月6日) (木) 第595回(8月13日) (木) 第596回(8月20日) (木) 第597回(8月27日) (木) 第598回(9月3日) (木) 第599回(9月10日) (木) 第600回(9月17日) (木) 第601回(9月24日) (木) 第602回(9月30日) (木) 第603回(10月7日) (木) 第604回(10月14日) (木) 第605回(10月21日) (木) 第606回(10月28日) (木) 第607回(11月4日) (木) 第608回(11月11日) (木) 第609回(11月18日) (木) 第610回(11月25日) (木) 第611回(12月2日) (木) 第612回(12月9日) (木) 第613回(12月16日) (木) 第614回(12月23日) (木) 第615回(12月30日) (木) 第616回(1月6日) (木) 第617回(1月13日) (木) 第618回(1月20日) (木) 第619回(1月27日) (木) 第620回(2月3日) (木) 第621回(2月10日) (木) 第622回(2月17日) (木) 第623回(2月24日) (木) 第624回(3月2日) (木) 第625回(3月9日) (木) 第626回(3月16日) (木) 第627回(3月23日) (木) 第628回(3月30日) (木) 第629回(4月6日) (木) 第630回(4月13日) (木) 第631回(4月20日) (木) 第632回(4月27日) (木) 第633回(5月4日) (木) 第634回(5月11日) (木) 第635回(5月18日) (木) 第636回(5月25日) (木) 第637回(6月1日) (木) 第638回(6月8日) (木) 第639回(6月15日) (木) 第640回(6月22日) (木) 第641回(6月29日) (木) 第642回(7月6日) (木) 第643回(7月13日) (木) 第644回(7月20日) (木) 第645回(7月27日) (木) 第646回(8月3日) (木) 第647回(8月10日) (木) 第648回(8月17日) (木) 第649回(8月24日) (木) 第650回(8月31日) (木) 第651回(9月7日) (木) 第652回(9月14日) (木) 第653回(9月21日) (木) 第654回(9月28日) (木) 第655回(10月5日) (木) 第656回(10月12日) (木) 第657回(10月19日) (木) 第658回(10月26日) (木) 第659回(11月2日) (木) 第660回(11月9日) (木) 第661回(11月16日) (木) 第662回(11月23日) (木) 第663回(11月30日) (木) 第664回(12月7日) (木) 第665回(12月14日) (木) 第666回(12月21日) (木) 第667回(12月28日) (木) 第668回(1月4日) (木) 第669回(1月11日) (木) 第670回(1月18日) (木) 第671回(1月25日) (木) 第672回(2月1日) (木) 第673回(2月8日) (木) 第674回(2月15日) (木) 第675回(2月22日) (木) 第676回(2月29日) (木) 第677回(3月6日) (木) 第678回(3月13日) (木) 第679回(3月20日) (木) 第680回(3月27日) (木) 第681回(4月3日) (木) 第682回(4月10日) (木) 第683回(4月17日) (木) 第684回(4月24日) (木) 第685回(4月30日) (木) 第686回(5月7日) (木) 第687回(5月14日) (木) 第688回(5月21日) (木) 第689回(5月28日) (木) 第690回(6月4日) (木) 第691回(6月11日) (木) 第692回(6月18日) (木) 第693回(6月25日) (木) 第694回(7月2日) (木) 第695回(7月9日) (木) 第696回(7月16日) (木) 第697回(7月23日) (木) 第698回(7月30日) (木) 第699回(8月6日) (木) 第700回(8月13日) (木) 第701回(8月20日) (木) 第702回(8月27日) (木) 第703回(9月3日) (木) 第704回(9月10日) (木) 第705回(9月17日) (木) 第706回(9月24日) (木) 第707回(9月30日) (木) 第708回(10月7日) (木) 第709回(10月14日) (木) 第710回(10月21日) (木) 第711回(10月28日) (木) 第712回(11月4日) (木) 第713回(11月11日) (木) 第714回(11月18日) (木) 第715回(11月25日) (木) 第716回(12月2日) (木) 第717回(12月9日) (木) 第718回(12月16日) (木) 第719回(12月23日) (木) 第720回(1



「子ども条例検討プロジェクト」
ワークショップの様子

どもの環境がよくなることは、大人の環境もよくなることにつながります。支え合っていくための一つのきっかけが今回の条例だと思っています」と話してくれました。

別のグループの中学生たちには、条例の推しポイントを聞いてみました。「全部！ 1つ1つの権利や言葉すべてに思いが詰まっているから」「ただ話し合っただけではなくて、本気で話し合った結果が反映されているから」などの声がありました。そのほか、「チャレンジという言葉、失敗しても大丈夫という言葉が文字になりました。この挑戦の大切さは、

大人も再認識してくれたのではと思います」「前文については、特に意見を交わしました。大人世代と子ども世代との価値観の違いがあったように思います」という声や、「これまで大人たちは子どもにも本気で向き合ってこなかったように思います。同世代の人たちと大人に伝われば」などの声もありました。

こちらのグループの進行役の大学生からは、後日子ども版の権利条例についての逐条解説が発行されること、それには条文ごとに子どもたちが考えた解説が付いていて、子どもたちの条例に対する思いが込められているとの話がありました。この条文の言葉について、中学生からは、「大人に伝えるための言葉」と言います。どこまでへりくだるか、という一方で、へりくだる必要はない、権利として当然なこと、という話し合いもあったそうです。とはいえ、大人と対立したいわけではないので、大人の意見も聞き入れることもあったとのこと。

もう1人の進行役の大学生が

らは、「高校生の時にまちづくりや地域づくりに興味をもって関わり始めました。若者が本音で語り合える場づくりをしたいと思い、今回やりたいことをやれたと思います。今後若者の居場所づくりをやり続けたいです」と話してくれました。

■おわりに

このような子どもたちの話を聞いて、子どもの多くの思いが詰まった条例だと改めて感じました。かつ、今回の改正は、子どもたちがそのプロセスに深く関わったという意味で、世田谷区政の中でも画期的な取り組みだったのではと思います。

子どもたちの声で作成したという前文に注目が集まりがちですが、むしろ条文一つ一つの言葉に思いを込めたという子どもたちの話は驚きでした。これからの区政を進めるにあたっても、ぜひ子どもたちの意見を聞いて進めていくことを期待したいところ。これを機に、みなさんもぜひ一度子ども版の権利条例全文を読んでみてはいかがでしょうか。

※世田谷区子どもの権利条例全文は、誌面の都合上ここでは掲載できませんが、世田谷区のホームページで「世田谷区子どもの権利条例」で検索すると全文を読むことができます。

～仲間とアルコール依存に向き合う～

AA 玉川グループ



イラスト：元井夏子

か？ AAという言葉を知っていますか？ Alcoholics Anonymous（アルコールクス・アノニマス）の略で、飲酒に問題を抱えている人たちが集い、ミーティングの中でお互いの飲酒にまつわる経験を分かち合うことで、お酒を飲まない日々を重ねていくという活動をしています。現在は、全国で約600のグループがあり、世田谷ボランティアセンターと玉川ボランティアビューローで活動している「AA玉川グループ」をはじめ、区内にもいくつかのグループが活動しています。

AA玉川グループは1985年に活動が始まり、今年の7月に40周年を迎えます。それぞれのグループはカラーがあるといい、長年、AA玉川グループのメンバーのXさんは、「この雰囲気自分には合っていた。また、グループの代表が参加メンバーに敬意を払ってくれる方だった。その方がずっとAA玉川グループを続けて守ってくれたから私はAA玉川グループに出会えて、お酒を飲まない今の自分があるといっても過言ではない」とお話くださいました。

AAは匿名性（アノニマス）をとっても大切にし、参加者はニックネームで呼び合っています。アルコールに溺れていたころの話、アルコールを絶って生活できていることなどを分かち合いますが、話の内容や参加メンバーのことなどは外に持ち出さないことがルールとなっています。

そして、参加者はみな対等の立場。メンバー同士が体験を分かち合い支えあっています。「今日1日飲まなかった」の連続が大事で、一人だとそれを達成するのがとても難しい。しかし、仲間がいるとみんなと一緒に向き合え、乗り越えていける」と皆さん口をそろえていました。

ミーティングに初めて参加すると「ワンデーメダル」が手渡されます。禁酒から1か月、3か月、6か月…と節目ごとにメダルが受け渡されます。「このメダルがもらえる嬉しく、自分が禁酒ができている証明なんです。このメダルを励みにしています」とYさんの笑顔が印象的でした。

「お酒に一番溺れて悲惨だったころにはもう戻りたくない。でも、年月が経つとあのころのことを忘れてしまうので、AA玉川グループに行つて、自分はアルコール依存なんだと思いつくこと、認めることがすごく大切なんです。」とZさんが教えてくださいました。

「世田谷ボランティア協会も会議室を貸してくださり、私たちの『命』を繋いでくださっています。本当に感謝しています」というお言葉をいただき、協会職員としても嬉しかったです。

一人で抱え込まずに、一度、最寄りのAAグループに参加してみたいかがでしょうか。「仲間」がそこにいます。



SEVONE•2025.5.1 No.253

一緒に登下校を付き添ってくださるボランティア募集

中学1年生が、自宅から中学校までの登校または下校に付き添ってくださる方を必要としています。生まれつき体が小さくて中学校までの道のりを歩くのに不安があります。また、教科書など重い荷物を持つのは体に負担があるため、1人で登校するのは難しい状況です。

現在、家族が仕事を時短勤務に付き添っていますが、どなたか手伝ってくださる方がいると助かります。週1回からでもありがたいです。詳しくはお問合せください。

●日時／【登校】平日は7時30分自宅待合せ→8時頃学校着

【下校】水曜15時、月・火・木・金は16時、部活動日は18時に学校前にお迎え

※週1回から、登下校どちらかでも可。時間は応相談。

●場所／自宅（奥沢地区）と中学校との間 ●交通／東急大井町線

●条件／女性、交通費支給

●問合せ／玉川ボランティアビューロー TEL：03-3707-3528

メール：tamabora@otagaisama.or.jp

3歳の女の子の保育園の送迎をしてくださる方を探しています

3歳の女の子の保育園の送迎をしてくれる方を探しています。お母さんが一人で頑張ってきましたが、病気を患いこれ以上無理ができません。医師からも痛みなどの症状が出やすいので十分気を付けるように言われています。女の子は、機関車トーマスや乗り物が大好きな人懐こい明るいお子さんです。週1回だけでも、【送り】か【お迎え】を手伝っていただくと助かります。詳しくはお問い合わせください。ご連絡をお待ちしています。

●日時／【送り】平日7時15分に自宅に迎えに行き保育園まで送る。

【お迎え】火曜のみ16時30分頃に保育園に迎えに行き自宅まで送る。

●場所／自宅（上野毛駅近辺）～保育園（等々力駅より徒歩約10分）

おしゃべりを楽しみながら25分程度の道のりを歩きます。用意してあるベビーカーに乗るので歩いて移動するよりも安全です。

●交通／東急大井町線上野毛駅 ●条件／女性、交通費は出ません

●問合せ／玉川ボランティアビューロー TEL：03-3707-3528

メール：tamabora@otagaisama.or.jp

車いす利用者の付き添いにご協力いただける方募集

世田谷2丁目にお住いの70代男性が出かける際に車いすを押してくださる方を探しています。男性は読書や音楽鑑賞、人と会話することが好きな方です。男性とお話を楽しみながらお出掛けに付き添っていただける方、お待ちしています。①または②の活動をお願いします。

●日時／

①水曜か金曜14時～16時（2週間に1回）：自宅からスーパーでの買い物や図書館経由で帰宅

②火曜14時30分～16時30分（月1～2回程度）：病院からスーパーでの買い物経由で帰宅

●場所／世田谷・上町近辺

●交通／東急世田谷線上町駅徒歩7分程度（ご自宅まで） ●条件／性別不問

●問合せ／北沢ボランティアビューロー 担当 小島 TEL：03-3420-2520

メール：kitabara@otagaisama.or.jp

病院ボランティア募集（通年）

三宿病院（世田谷公園横）では外来受付周りでボランティアをしていただける方を募集しています。活動内容は・受付機械の操作案内・診察室や検査場所への道案内・支払機の操作案内などのお手伝いとなります。資格や特技などは必要ありません。皆さまの力を少しでも貸していただませんか？始めるタイミングはいつでもOK。お申込みやお問い合わせはお電話にてお願いいたします。ご連絡お待ちしております。

- 日時／平日 9 時～12 時（曜日、時間は応相談）
- 場所／国家公務員共済組合連合会 三宿病院（目黒区上目黒 5-33-12）
- 交通／東急田園都市線池尻大橋駅、または東急東横線祐天寺駅下車徒歩各約 15 分
- 条件／①年齢：18～80 歳くらい（高校生不可）②階段の上り下りと立ち仕事ができる方
- 問合せ／国家公務員共済組合連合会 三宿病院 担当：患者支援センター ボランティア担当
TEL：03-3711-5771（代表）

世田谷区いずみ学級（知的障害者の青年学級）でボランティアしませんか？

いずみ学級は、知的障害のある人たちと、彼らを支え共に学び、活動するボランティアにより運営する学級です。一年を通してレクリエーションやクラブ活動、バスハイク、クリスマス会、ミーティングなどの活動をしています。学生や社会人、主婦など、老若男女問わずさまざまな人たちがボランティアに参加しています。資格等は不要です。知的障害のある人たちと関わることに関心のある方なら、誰でも参加できます。

ボランティアの募集は年間を通じて行っています。詳細は、世田谷区公式ホームページから、ページIDに3587を入力してご覧ください。

- 日時／月1～2回、日曜の9時50分～15時30分
- 場所／世田谷中学校、八幡中学校、芦花中学校（外出行事もあります）
- 交通／世田谷中学校：東急世田谷線若林駅徒歩10分
八幡中学校：東急大井町線九品仏駅徒歩8分
芦花中学校：京王線芦花公園駅徒歩8分
- 問合せ／世田谷区教育委員会事務局生涯学習課 いずみ学級担当
TEL：03-3429-4259

車いす利用高齢者の散歩同行と発語練習の手伝い求む

脳梗塞の後遺症で右半身麻痺と失語症のある80代の男性が、「①車いすを押して一緒に散歩をしてくれる方」と、「②発語の練習のために一緒に歌を歌ってくれる方」を求めています。ご本人は週の大半は高齢者施設で生活していますが、週末は野沢の自宅と奥様と過ごしています。これまで散歩は奥様が付き添っていましたが、奥様も腰を痛めてしまったので、代わりに日曜日に1時間ほど散歩に同行してくれる方を探しています。なお、自宅の玄関が2階なので、外出時は階段昇降機を使用します。車いすから昇降機への乗降時にも手を貸してほしいので、男性にお願いしたいです。

発語練習は、弦巻にある高齢者施設内でお願いします。ご本人は、好きな唱歌や童謡を歌うと言葉が出やすくなるので、上手に歌うのではなく、「言葉が出るように」「ゆっくりと」一緒に歌を楽しんでくださる方にお願いしたいです。詳細はお問い合わせください。

- 日時／①散歩：毎週日曜 時間応相談 1時間程度
②発語練習：火曜～金曜（火曜のみ午後） 時間応相談 1時間程度
- 場所&交通／①散歩：野沢1丁目の自宅周辺（「野沢銀座」バス停徒歩5分）
②発語練習：弦巻5丁目の高齢者施設（「農大前」バス停徒歩6分）
- 条件／①②共通 謝礼1回1000円（交通費込）、①散歩：男性、②発語練習：性別不問
- 問合せ／世田谷ボランティアセンター 担当 原口 TEL：03-5712-5101
メール：haraguchi@otagaisama.or.jp

上記掲載記事は4月13日時点の情報です。
変更となる場合がありますので、詳細は問合せ先へご確認ください。

災害ボランティアコーディネーター養成講座（基礎編）@昭和女子大学

2025 年度 1 回目となる「災害ボランティアコーディネーター養成講座 基礎編」を昭和女子大学にて開催します！ 内容は講義・模擬訓練、世田谷区の災害対策、災害ボランティアの活動内容（世田谷方式）等を学びます。

●日時／6月7日（土）13時30分～16時30分 ※13時より受付開始

●会場／昭和女子大学（世田谷区太子堂1-7-57）

●交通／東急田園都市線・世田谷線三軒茶屋駅徒歩7分 ●参加費／無料

●申込／5月1日（木）～6月5日（木）までに、右記の二次元コードから、またはメールか電話にてお申し込みください。

●問合せ／せたがや災害ボランティアセンター TEL：03-5712-5101

メール：saigai-info@otagaisama.or.jp



2025 年度「せたがやチャイルドライン 公開講座」参加者募集

チャイルドラインは1998年から日本で初めて世田谷で実施され、今では全国約70カ所で子どもたちからの電話を受けています。電話を受けているのはすべてボランティアです。開設から25年が過ぎ、電話をかけてくる子どもたちの家庭や社会の状況も変わってきました。今を生きる子どもたちの現状と一緒に学ぶために今年も公開講座を企画しました。公開講座は「今を生きる子ども」を知ることを目的として、いろいろな角度から子どもに関わる講師にそれぞれの専門的な立場から話していただきます。子どもたちの苦悩や喜びを理解できる大人が増えること、それは子どもが安心して暮らせる社会をつくることにつながります。

そして、せたがやチャイルドラインに参加してみたいと思った方には、子どもの声を聴くために、より具体的なことを学ぶ専修講座もご用意しています。（専修講座に進むためには公開講座を全て受講する必要があります）

●日時／

① 5月10日（土）13時～15時、② 5月10日（土）15時30分～17時30分

③ 5月24日（土）15時30分～17時30分、④ 6月14日（土）13時～15時

⑤ 6月14日（土）15時30分～17時30分、⑥ 6月28日（土）13時～15時

⑦ 7月12日（土）13時～15時、⑧ 7月12日（土）15時30分～17時30分

⑨ 7月26日（土）13時～15時、⑩ 7月26日（土）15時30分～17時30分

●開催方法／会場（世田谷ボランティアセンター（世田谷区下馬2-20-14））、またはWEB会議ツール「ZOOM」 ※⑨は会場のみ開催

●参加費／1講座：2000円（学生1000円）

※初回申込時に全10回一括申込：19,000円（学生9,000円）

※講師や講座内容、申込は右記二次元コードからご確認ください。

または「2025年度せたがやチャイルドライン公開講座」と検索してください。

●問合せ／せたがやチャイルドライン事務局 TEL：03-5712-5101

メール：childline@otagaisama.or.jp



AIシステムによるマッチングサイトのお知らせ

「趣味や技術、経験を生かしたい」「地域で活動したい」という、ボランティア活動をしたい方の経験や意欲などと、サポートを求める方や団体などを、東京大学先端科学技術研究センターが開発したAIシステムによるマッチングサイト（世田谷版G B E R「ジーバー」）で結び付け、経験や希望に合ったボランティア活動を紹介します。

詳細は右記二次元コードからご覧ください。



福祉車両のご寄贈のお礼

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団様、一般社団法人東京馬主協会様より、福祉車両をご寄贈いただきました。車いすが乗り降りできるリフトも装備されているので、車いすユーザーのご利用者の送迎や、外出活動がさらに快適にできるようになります。

この場を借りて、感謝申し上げます。ありがとうございました。



個別のサポートを必要としている方、ご相談ください

世田谷ボランティア協会では、ボランティアの力を必要としている方と、ボランティアをつなぐ橋渡しをしています。困りごとを抱えていたり、どこに連絡したら問題を解決できるのかわからないという方は、ぜひご相談ください。電話でお話ししながら、どんなことができそうか、どんな解決方法がありそうか、一緒に考えます。

●問合せ／世田谷ボランティアセンター TEL：03-5712-5101

メール：v-soudan@otagaisama.or.jp

市民活動・NPO相談

世田谷区内で活動を始めたい方や、すでに活動している方を対象に団体、個人を問わず、グループ・団体、法人の立ち上げや運営に関する基礎的な相談・情報提供を行っています。相談をご希望の方はお問合せください。また会計、税務、契約、社会保険、雇用、法律の専門相談も行っています。(原則として事前予約制です)

●問合せ／最寄りのセンター、および各ビューローにご連絡ください。

電話番号は裏表紙参照、専門相談はセンターにお問い合わせください。

個別の学習支援を必要としている方、ご相談ください

世田谷ボランティア協会では、「発達障害や学習障害の傾向があったり、不登校の経験があり、学習の理解の面で苦勞をしている」「勉強に向き合うことが苦手。学校の授業についていけない」などの相談を受け、小学生～高校生の個別の学習支援に取り組むボランティアを探して紹介しています。勉強への気持ちや、学ぶポイントなど、本人のペースや特徴を尊重していきます。お気軽にご相談ください。

●問合せ／世田谷ボランティアセンター TEL：03-5712-5101

メール：v-soudan@otagaisama.or.jp

世田谷ボランティア協会の活動・支援拠点



相談・お問い合わせ先

- ボランティアについて ▶ 【世田谷ボランティアセンター、各ボランティアビューロー】
災害ボランティアについて ▶ 【せたがや災害ボランティアセンター】
リハビリについて ▶ 【ケアセンターふらっと、ケアセンター with】
訪問介護について ▶ 【ケアステーション連】
介護プランについて ▶ 【ケア相談センター結】
障害について ▶ 【ぼーとせたがや、スペース ココカラ。】

協会職員大募集！
作業療法士 訪問介護員
支援員 相談員

寄付で社会を救え

ご寄付のお願い

お支払い方法が
選べます。

- ・ クレジットカード
- ・ Amazon Pay
- ・ 銀行振込

寄付金控を受けられます



ホームページ



Facebook



Instagram

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。